

(第一類 第四号)

第二回国会 司法委員会 議事録 第十一号

昭和二十三年四月八日(木曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

委員 良作君 石川金次郎君

角田 幸吉君 花村 四郎君

明禮輝 三郎君 山口 好一君

池谷 信一君 石井 繁丸君

榊原 千代君 山中日露史君

中村 又一君 佐竹 晴記君

出席政府委員

訟務長官 奥野 健一君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

専門調査員 小本 貞一君

四月六日委員安田幹太君、荊木一久君、

山下春江君及び小西寅松君辞任につ

き、その補充として佐藤通吉君、角田

幸吉君、松木弘君及び佐竹晴記君が議

長の指名で委員に選任された。

四月六日荊木一久君が理事を辞任し

た。

本日の会議に付した事件

行政代執行法案(内閣提出)第三号

行政事件訴訟特例法案(内閣提出)

(第三四号)

○松永委員長 会議を開きます。

行政代執行法案及び行政事件訴訟特

例法案を一括議題とし、審査を進めま

す。両案を討論に付します。山中日露

史君。

○山中委員 社会党を代表いたしましたし

て、行政事件訴訟特例法、並びに行政

代執行法の両案に対して、原案通り賛

成をいたします。

○松永委員長 山日好一君。

○山口(好)委員 民主自由党を代表い

たしまして、上程された両案につ

いて賛成の意見を表明いたします。但

し行政代執行法案は、もし濫用せられ

た場合には、由々しい問題を生じます

がゆえに、第二條におきます条件、

第三條の条件などは、厳格にこれを守

つて、そうしていやくも人權蹂躪の

弊害を生ずるようなことのないよう

に、嚴にこの法律の運営に當つては注

意をいたしてもらわなければならぬ

ということを附言いたしました。賛成

をいたしますのであります。

○松永委員長 佐竹晴記君。

○佐竹(晴)委員 社会革新党を代表い

たしまして、両案に対して賛成いたし

ます。

○松永委員長 討論は終局いたしました

。

これより採決いたします。両案につ

いて原案に賛成の諸君の御起立を願

います。

(総員起立)

○松永委員長 起立総員。よつてこの

両案はいずれも全会一致をもつて原案

通り可決せられました。

なお両案の委員会報告書の作成方

は、委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永委員長 それではそのようにい

たします。暫時休憩いたします。

午後二時十五分休憩

(休憩後は開会に至らなかつた)

(参照)

行政代執行法案(内閣提出)に

関する報告書

一、議案の要旨及び特徴

本案は、行政執行法の内容及、

日本國憲法の趣旨に照し、調整を

要するところが少なくないので、こ

れを全面的に廃止して、將來にお

ける濫用の余地を封じ、必要な限

度において、新なる制度の下に出

発する考に基づき、なお執行罰及び

直接強制の途も一般的に存置する

理由を認めないとの見解に立ち、

代執行に関する手続のみを整備

し、提出せられたものである。行

政執行法の全面的廃止によつて従

來行政検査に見られたような濫用

による弊害は跡を絶ち、しかも廢

止せられる規定の内容は既に殆ど

他の法律によつて賄ひ得る事項で

あるから、廢止によつて何らの支

障はないと考えられるところであ

る。

本案が従前の代執行手続と異

なる点は、第一に地方行政の拡充に

伴い、発令機關が行政官廳から行

政廳一般にまで拡張せられたこと

と、第二に、濫用を防ぐため代執

行の手続をとるには、二つの條件

を要することとしたこと、第三に

代執行に関する不服について、訴

願或は異議申立の途をも開き、不

服の申立について充分の機会が設

けられたこと等が主なる本案の特

徴として挙げられる点である。

二、議案の可決理由

日本國憲法の趣旨に照し、行政

執行法の全面的調整は必要であ

る。又代執行手続に関する規定は

略、妥當なる構想の下に立案せら

れていると考ふる。

これが本案を可決すべきものと

議決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年四月八日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡駒吉殿

行政事件訴訟特例法案(内閣

提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

日本國憲法及び裁判所法の施行

により従來の行政訴訟はすべて裁

判所の管轄するところとなり、そ

の手続は民事訴訟法により審理裁

判されることになつた。しかし行

政事件は、公法上の権利關係に関

する争を内容とし直接に公共の福

祉に重大な關係があるので、特例

を設けて民事事件とは別な取扱を

する必要がある。この法案は、上

述の趣旨から提出せられたもので

あつて、その要旨は次の通りであ

第一に、行政廳の違法な処分

取消又は変更を求める訴を提起す

るには、その前提として訴願を經

なければならぬものとしてい

る。その理由はまず行政廳にその

処分を匡正する機会を興えたと

もに、それが迅速に行われる限

りの考へに基くものである。

第二に、右の訴の被告及び土地

管轄を定めたことである。即ちこ

の訴においては直接処分をした行

政廳を被告とすることが、裁判の

適正と迅速を期する上に適當であ

るとしてゐる。又專屬管轄の制を

採用して、事件について審理の円

滑を期している。

第三に、行政廳の違法な処分

取消又は変更を求める訴について

出訴期間を定めている。かかる出

訴期間の制限と関連して、原告が

被告とすべき行政廳を誤つたとき

は、訴訟の係屬中何時でも被告を

変更することができることとして

ゐる。

第四に、行政処分は、出訴によ

つてその執行を停止されないこと

を明かにし、これに對應して必要

な規定を設けている。即ち裁判所

は処分執行により、生ずべき債

うことのできなない損害を避けるた

め、緊急の必要があると認めると

きは、一時行政処分執行の停止

を命ずることができる。しかし又

行政処分執行の停止が公共の福

社に重大な影響があるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、執行の停止ができないとしている。

第五に、裁判所が一切の事情を考慮し、行政処分取消又は変更をすることが、却て公共の福祉に適合しないと認めるときは、原告の請求を棄却することができるとしている。

二、議案の可決理由

まず訴願先決主義の採用について異論がないではないが、行政職にその行政処分について責任を採らせるためと、被害者と称する國民の側からの行政訴訟の提起も相当数にのぼると予想されるので、本委員会は訴願先決主義を可と認める。次に裁判所が原告の請求棄却の判決をした場合においても行政処分の取消又は変更を求める訴において、請求の理由が具備されている限り、原告の受けた損害賠償の請求を妨げられないと本委員会は解釈する。以上の理由により本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月八日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡駒吉殿